



2025 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 エ ス ペ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 荒 田 知
執 行 役 員 社 長
(コード番号 6859 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 小 田 秀 征
コーポレート統括本部長
(TEL. 06-6358-4741)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 7 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 8 月 7 日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 135,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,320 円
(4) 処分総額	449,860,000 円
(5) 処分予定先	野村信託銀行株式会社（エスペック従業員持株会専用信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は 2025 年 8 月 7 日開催の取締役会において、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下「本プラン」という)の導入を決議いたしました。

本プランの概要につきましては、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入について』をご参照ください。本自己株式処分は、本プランの導入のため設定される野村信託銀行株式会社（エスペック従業員持株会専用信託口）に対し行うものであります。

処分する株式数については、エスペック従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）の買付実績（直近の月例買付、賞与買付および配当再投資の実績額）を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間（約 2 年 8 か月）における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した数となります。

また、本自己株式処分により希薄化は生じるものの、割当予定先であるエスベック従業員持株会専用信託口から本持株会へ毎月少しずつ譲渡される為、本自己株式処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、希薄化の規模は次のとおりとなります。

発行済株式数（2025年6月30日時点）	23,781,394株	0.57%
総議決権数（2025年6月30日時点）	220,409個	0.61%

信託契約の概要

委託者： 当社
 受託者： 野村信託銀行株式会社
 受益者： 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
 信託管理人： 当社内の従業員より選定
 信託契約日： 2025年8月7日
 信託の期間： 2025年8月7日～2028年3月29日
 信託の目的： 本持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給および受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
 議決権行使： 受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除した金額とするため2025年8月6日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,320円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期 間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2025年7月7日～2025年8月6日）	3,155円	5.23%
3ヶ月（2025年5月7日～2025年8月6日）	2,923円	13.58%
6ヶ月（2025年2月7日～2025年8月6日）	2,645円	25.52%

上記処分価額については、監査等委員会（社外取締役2名を含む3名で構成）が、本自己株式処分が本プランの導入を目的としていること、および処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上